



本会議における採決方式

本会議における採決方式には、「押しボタン式投票」、「異議の有無」、「起立採決」、「記名投票」の4種類があります。

押しボタン式投票は、参議院規則の改正により平成10年1月12日に召集された第142回国会から導入されました。押しボタン式投票による採決案件は、第141回国会の議院運営委員会理事会（平成9年12月12日）において、「原則として法律案、予算、条約、決算・予備費等、国会の議決・承認案件、決議案、規則案及び国家公務員等の任命に関する件とし、その他の案件については議院運営委員会理事会の協議に基づいて行う」と決定されました。押しボタン式投票は、議長の投票開始の宣告後、議席の投票機の賛成又は反対ボタンを押すことにより行い、議長の投票終了の宣告まではボタンを押し直すか、取消ボタンを押すことで投票を変更又は取り消すことができます。各議員は、投票の確認をボタン上部にある大きめの白色（賛成）、緑色（反対）ランプの点灯により行います。点灯しないと投票は有効にカウントされません。議長は議場内3か所（議長席後方左右に2か所、議席後方に1か所）に設置された表示盤に投票結果を表示させ、投票の結果を宣告します。

押しボタン式投票の導入前は、議案の採決は原則起立採決により行われていましたが、参議院改革の一環として導入された押しボタン式投票により各議員の賛否が会議録に掲載され、参議院ホームページでも公開されることとなりました。

院の構成（役員辞任等）に係るもの、議事進行（日程追加等）に係るもの、請願及び継続審査等を諮る際は、議長は異議の有無を諮ることを例としています。反対がある場合には、起立採決により採決が行われます。起立採決では議長は総員起立か過半数かを宣告し、各議員の賛否は明らかにされません。会期の件及び会期延長の件は起立採決によることを例としています。

記名投票は議長が必要と認めた場合又は出席議員の5分の1以上の要求があった場合に行われます。投票中は議場が閉鎖され、議員は氏名点呼に応じて議席に備えられた木札を順次登壇の上投票します。1回の記名投票に要する時間は15分程度です。木札は賛成を表す白色票及び反対を表す青色票各7枚が備え付けられています。記名投票が続き木札の枚数が少なくなった場合は、本会議を休憩として木札を補充する場合があります。記名投票は、現在でも予算や重要議案等の採決で行われており、押しボタン式投票と同様、各議員の賛否が会議録に掲載されるほか、参議院ホームページで公開されます。

押しボタン式投票導入時にはなかった案件の採決は、その都度協議されます。最近の事例としては、情報監視審査会設置後、第189回国会に初めて本会議で委員が選任されましたが、その選任方法は、平成27年3月23日の議院運営委員会理事会において異議の有無により諮り、反対がある場合は、起立採決とすることが了承され、3月25日の本会議で委員8名が起立採決により選任されました。

いい かずや
(飯 和哉・議事部議事課)